



記者席配付資料
令和4年9月9日
保健福祉部障がい保健福祉課

岩手県医療的ケア児支援センターの開設について

令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第14条に基づき、県では、全県の支援拠点となる「岩手県医療的ケア児支援センター」を令和4年9月15日(木)に開設します。

1 名称

岩手県医療的ケア児支援センター

2 設置場所

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課（〒020-8570 盛岡市内丸10-1）

※1 県が設置統括し、相談対応等を各関係機関に委託

※2 支援センター運營業務全体に係る問合せ：TEL 019-629-5446

【岩手県医療的ケア児支援センターホームページ（岩手県ホームページ）】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/kokoro/1058038.html>



3 業務内容

(1) 相談支援等（委託先：社会福祉法人新生会）

ア 市町村等支援機関への助言指導、医療的ケア児及びその家族への情報提供 等

イ 地域の関係機関との連絡調整、県内各地域における多職種連携体制の構築支援

実施場所	社会福祉法人新生会 医療型障害児入所施設 みちのく療育園メディカルセンター（〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山24-1） 【相談受付時間 月～金（祝日除く） 9時30分 から 16時00分 まで】	
相談窓口	Web フォーム	（後日、県ホームページに掲載）
	メール	（後日、県ホームページに掲載）
	電話	019-611-0610

ウ 上記のほか、NICU設置病院と連携し、入院時及び個別診療に伴い把握した患者を地域の支援機関へ情報提供。

(2) 医療的ケアに係る研修・人材育成（委託先：社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）

ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

イ 地域の医療的ケア児等コーディネーター向け研修

～医療的ケア児とは？～

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に経管栄養やたん吸引などの医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

※ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第2条2項参照

<参考>県内の医療的ケア児数：令和4年4月1日時点 253人（県が実施した実態調査による。）

【担当 主幹兼こころの支援・療育担当課長 菊池 陽子 TEL (019-629-5450)】